

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	防災管理の点検及び報告の特例認定取消し	
根拠法令等及び条項	消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項	
処分基準	根拠条項	消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	<p>消防法 第8条の2の3</p> <p>6 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。</p> <p>(2) 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項に規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。</p> <p>(3) 第1項第3号に該当しなくなったとき。</p>
		<p>第36条 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(※「又は第17条の4第1項若しくは第2項」を「、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項」に読み替える。)</p>